

尼崎市テナント事業者向け

緊急つなぎ資金貸付 お手続きの流れ

I 必要書類の準備

- (1) 貸付金申込書兼借用書(※1)
- (2) 返済に係る誓約書(※2) (※1・2の書類は、尼崎市のホームページからダウンロードできます。)
- (3) 賃貸借契約書のコピー
- (4) 確定申告書、営業許可書等、市内で事業実態を証明できるもののコピー
- (5) 本人確認書類のコピー(運転免許証(両面)マイナンバーカード(表面のみ、通知カード不可)・パスポート(写真・所持人記入欄)、健康保険証の場合は住民票又は市からの郵送物を併せて提示してください。)
- (6) 振込口座が確認できるもの(通帳の表紙および見開き1ページ目のコピー)
- (7) 借受人が法人の場合は(1)～(6)に加えて履歴事項全部証明又は法人登記簿

II 申込み

上記(1)～(7)の書類を①または②の方法で提出

提出方法①「緊急つなぎ資金貸付係」へ、郵送またはメールで提出

尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課
「緊急つなぎ資金貸付係」あて

〒660-0876 尼崎市竹谷町2-183

ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp



HPはこちらから

提出方法② 尼崎市地域産業課の窓口へ持参 (平日 9時～17時まで)
阪神電鉄「出屋敷駅」北側、リベル3F

III ご融資の決定等

スピード審査により、一週間以内を目途にご指定の金融機関口座に振り込みます。
審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

IV ご返済

借用書に基づき、6ヶ月の据置期間の後、本市が指定する期日までに、納付書により、銀行又は郵便局の窓口で一括返済していただきます。

V 問い合わせ先 (平日 9時～17時まで)

TEL:080-2432-1017 または TEL:080-2432-1216